

重要なお知らせ

インボイス制度開始に伴う当行の対応について

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

これに伴い、徳島大正銀行では適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。

また、当行が役務提供を行うサービスについて、制度開始までに適格請求書（インボイス）を発行できるよう準備を進めております。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

株式会社徳島大正銀行：T2480001001385

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

2. 当行のインボイス発行について

当行が発行するインボイスは以下のとおりです。

主なお取引等	発行するインボイス等
1. 店頭で発行する領収書 振込手数料、残高証明書発行手数料（継続発行分を除く）、融資関係手数料など取引の都度、店頭でお支払いいただく手数料	領収書をインボイス様式で交付します。 当行の登録番号、消費税率、消費税額を追加します。
2. 自動振替等※でお支払いいただいている各種手数料 振込手数料、口座振替手数料、貸金庫・夜間金庫手数料、残高証明書発行手数料（継続発行）など ※後日まとめてお支払いいただく手数料も含まれます。	手数料計算書をインボイス様式で発行し、月ごとに郵送します。 毎月1日から月末日までの1か月分を集計し、お取引のあった月の翌月に、取引日または引落日ごとの手数料明細を記載した「各種手数料計算書」を毎月発行します。
3. とくぎんビジネスNet※（事業者向けインターネットバンキング）を利用した振込手数料など ※個人のお客さま向けのれいんぼ～Netは含まれません。	
4. とくぎんでんさいNet でんさいサービス手数料	
5. 郵送等で交付する請求書	請求書をインボイス様式で交付します。 当行の事業者登録番号、消費税率、消費税額を追加します。
6. ATMおよび自動両替機でのお取引 ATMご利用手数料、ATMでの振込手数料、両替手数料	「ご利用明細」等の様式は、現行との変更はありません。 3万円未満のATMや両替機の手数料は、「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当しインボイスの交付義務が免除されております。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

3. インボイス制度については以下をご参照ください。

[インボイス制度特設サイト（国税庁）](#)